

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年4月14日 |
| 【会社名】 | 株式会社地域新聞社 |
| 【英訳名】 | CHIIKISHINBUNSHA Co.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 細谷 佳津年 |
| 【本店の所在の場所】 | 千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号 |
| 【電話番号】 | 047-485-1107 |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理統括部統括部長 江澤 務 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号 |
| 【電話番号】 | 047-485-1107 |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理統括部統括部長 江澤 務 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式及び新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等） |
| 【届出の対象とした募集金額】 | （株式） その他の者に対する割当 264,999,600円 （第11回新株予約権） その他の者に対する割当 2,705,584円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 324,988,384円 （注）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|--|
| 普通株式 | 817,900株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 本有価証券届出書により募集する当社普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行は、2026年4月14日開催の当社取締役会決議により行われるものであります。
2. 当社は、割当予定先であるネクスト・グロス株式会社（以下「ネクスト・グロス」といいます。）及び当社代表取締役社長である細谷佳津年の資産管理会社である株式会社OPUS67（以下「OPUS67」といい、ネクスト・グロス及びOPUS67を、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）との間で、本有価証券届出書の効力発生後、申込日に株式割当契約（以下「本株式割当契約」といいます。）を締結いたします。
3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 817,900株 | 264,999,600 | 132,499,800 |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計（総発行株式） | 817,900株 | 264,999,600 | 132,499,800 |

- (注) 1. 第三者割当増資の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は132,499,800円であります。

(2)【募集の条件】

| 発行価格（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金（円） | 払込期日 |
|---------|----------|--------|------------|----------|------------|
| 324 | 162 | 100株 | 2026年4月30日 | - | 2026年4月30日 |

- (注) 1. 第三者割当増資の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、当社と各割当予定先との間でそれぞれ総数引受契約を締結し、払込期日下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに各割当予定先との間でそれぞれ総数引受契約を締結しない場合は、本株式の発行は行われな
- いこととなります。
5. 本株式の発行は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることを条件としております。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-------------------|----------------------|
| 株式会社地域新聞社 財務経理統括部 | 千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|------------------|
| 株式会社三井住友銀行 船橋支店 | 千葉県船橋市本町四丁目41番2号 |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

| | |
|---------|---|
| 発行数 | 9,947個（本新株予約権 1 個につき100株） |
| 発行価額の総額 | 2,705,584円 （本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に9,947を乗じた金額とする。） |
| 発行価格 | 本新株予約権 1 個当たり272円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり2.72円） |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1 個 |
| 申込期日 | 2026年 4 月30日（木） |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | 株式会社地域新聞社 財務経理統括部 千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号 |
| 払込期日 | 2026年 4 月30日（木） |
| 割当日 | 2026年 4 月30日（木） |
| 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 船橋支店 |

（注）1．株式会社地域新聞社第11回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、本株式の発行とあわせて「本第三者割当増資」といいます。）については、2026年 4 月14日開催の当社取締役会の決議により行われるものであります。

- 2．当社は、割当予定先であるネクスト・グロースとの間で、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日に本新株予約権に係る第三者割当契約書（以下「本新株予約権割当契約」といいます。）を締結いたします。
- 3．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日に総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしたします。
- 4．本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
- 5．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
割当予定先の状況については、別記「第 3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

(2)【新株予約権の内容等】

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p> | <p>1 行使価額の修正基準：本新株予約権の発行後、行使価額は、割当日の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）に初回の修正がなされ、以後2週間毎の月曜日に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本項に基づき修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日（同日に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）がない場合には、その直前の終値のある取引日）における終値の90%に相当する金額（1円未満を切上げる。）に修正される。ただし、本項による算出の結果得られた金額が下限行使価額（本欄第3項に定める価額をいう。以下同じ。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>2 行使価額の修正頻度：行使価額は、2週間に一度の頻度で修正される。</p> <p>3 行使価額の下限：「下限行使価額」は、金227円ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。</p> <p>4 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる普通株式の総数は994,700株（2026年2月28日現在の総議決権数75,361個に対する割合は13.20%）、交付株式数は100株で確定している（ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。</p> <p>5 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第3項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：225,796,900円（ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。）</p> <p>6 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照）。</p> <p>7 当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む、本新株予約権割当契約を締結する予定である。</p> <p>(1) 制限超過行使の禁止</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を割当予定先に行わせない。</p> <p>割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。</p> <p>(2) 当社による行使停止</p> <p>当社は、割当予定先に本新株予約権契約所定の手続に従い事前に通知を行うことにより、1年間に1回に限り、かつ連続する120日間を限度に、割当予定先による本新株予約権の行使を停止することができ、また、行使停止の効力の発生後に、当社は、割当予定先に本新株予約権割当契約所定の手続に従い通知を行うことにより、いつでも割当予定先による本新株予約権の行使の再開を許可することができる。</p> |
| <p>新株予約権の目的となる株式の種類</p> | <p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p> |
| <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> | <p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式994,700株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。本欄第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> |

| | |
|----------------|--|
| | <p>2 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ <p>3 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に従って行使価額の調整を行う場合(ただし、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額は、当初、条件決定日の直前取引日の東証終値とする。ただし、行使価額は本欄第2項又は本欄第3項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後2週間毎の月曜日に修正が行われる。本項に基づき修正が行われる場合、当該修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日)における終値の90%に相当する金額(1円未満を切上げる。)に修正される。ただし、本項による算出の結果得られた金額が下限行使価額(本欄第3項の規定に従い調整される。)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> |

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(ただし、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

本項第(2)号からまでの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号からにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じるときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。

この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

| | |
|--|--|
| | <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を適用する日が第10項に基づく行使価額の修正が適用される日と一致する場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p> | <p>金324,988,384円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。)</p> <p>「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p> |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> | <p>1 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額を加えた額を、当該行使請求の時点において有効な行使株式数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p> |
| <p>新株予約権の行使期間</p> | <p>2026年5月1日から2029年4月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。</p> |
| <p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p> | <p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 株式会社地域新聞社 法務総務統括部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 船橋支店</p> |
| <p>新株予約権の行使の条件</p> | <p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | <p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>4 当社は、2029年4月30日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | <p>該当事項なし。ただし、注1.に記載のとおり、本新株予約権に係る第三者割当契約書(以下「本新株予約権割当契約」という。)において、割当予定先は、当社の取締役会の承認がない限り、本新株予約権を 当社、 グロース・キャピタル株式会社(以下「グロース・キャピタル」という。)以外の第三者に譲渡することはできない(ただし、割当予定先がネクスト・グロース若しくはグロース・キャピタルの子会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社をいう。)、 割当予定先の代表取締役である嶺井政人が発行済株式のすべてを保有する株式会社若しくは社員権のすべてを保有する会社、又は 乃至 の会社が現在若しくは今後組成する投資事業有限責任組合に譲渡、承継又は引き受けさせる場合は、発行会社は、合理的な理由なく、当社取締役会による承認を拒絶、遅滞し、又は留保してはならない。)。また、割当予定先は、本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本新株予約権割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡することとする。</p> |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項なし。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし。 |

(注)1.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(1)資金調達の主な目的

当社は「人の役に立つ」を経営理念とし、「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」ことをブランドミッションとして事業活動を行っております。当社はこのミッションの実現に向けて、コア事業であるフリーペーパー発行事業によって培ってきた配布網、営業基盤、顧客データ等の独自のアセットを活用し、企業価値の向上を図る成長戦略「Strategic Plan」を推進しております。この

「Strategic Plan」につきましては、四半期ごとに進捗を更新し、当社HPにて公表しております。当該戦略は着実に進行しており、これまでの取り組みにより一定の基盤整備が進展した結果、更なる成長投資を実行するための新たな資金調達を行う段階に至ったものと認識しております。

「Strategic Plan」は、フリーペーパー発行事業の価値を維持・強化しつつ、当社の保有するアセットを活用した他社との事業アライアンスを推進し、新たな収益モデルを確立することを基本方針としております。

一方で、足許の事業環境においては、近時の中東情勢の影響等により、製紙原料価格及び物流の燃料価格の変動リスクが高まっており、当社の主要事業であるフリーペーパー発行事業に係るコストの不確実性が増しております。また、国内における人件費の上昇を背景として、当社の配布インフラ機能を維持するために必要な配布員の確保が従来以上に困難となるリスクも顕在化しております。さらに、コア事業であるフリーペーパー市場は成熟期を迎え、市場規模が緩やかに縮小しており、地域経済の成長が鈍化した場合には、販促需要が低下するリスクを抱えております。

これらの事業環境の変化は、当社の既存事業の安定的な運営及び収益基盤の維持に影響を及ぼす可能性があり、当社としては、当該リスクに対応しつつ、成長戦略を着実に遂行するための機動的かつ十分な資金手当を早期に実施する必要があると判断しております。

まず、当社は新たな収益基盤の確立に向けて、「Strategic Plan」の一環として「生成AIを活用した心理状態デジタルツインによる介入効果最大化技術」（以下「本技術」といいます。）の開発及び実用化を進めてまいりました。本技術は、消費者行動ビッグデータと生成AIを融合し、ユーザーの「心理状態」と「ペルソナ特性」をリアルタイムで推定・再現する「デジタルツイン」を構築することで、広告などのコミュニケーション最適化を図る革新的なソリューションであります。当社は本技術は、当社アセットの価値を最大化し、新たな収益基盤の確立に繋がる重要な技術と位置づけ、アドバイザリーボードに公立はこだて未来大学客員教授・産学連携コーディネータである高柳浩氏を迎えた2024年以来、当社が蓄積してきた顧客データ・読者データの活用を目指して、2024年に実施したライツ・オフリングで調達した資金を用いて開発を進めてきたものであります。このような研究開発の具体的な成果として、当社は、2025年7月9日に発表いたしました「生成AIを活用した心理状態デジタルツインによる広告効果最大化技術」に関する特許出願のお知らせのとおり、2025年7月8日付けで本技術に係る特許出願を行い、2025年12月15日に発表いたしました「生成AIを活用した心理状態デジタルツインによる介入効果最大化技術」に関する特許権利化と世界展開（PCT出願）のお知らせのとおり、同日付けで本技術に関する特許について国内における権利化を完了いたしました。そして、現在は海外展開を見据えたPCT出願（注）を行い、その審査が進行しております。

（注）PCT出願とは、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty）に基づく国際特許出願制度であり、1回の出願手続きにより複数の締約国（現在160カ国以上）において同時に特許出願日を確保できる制度です。PCT出願後、各国の国内移行手続きを経ることで、当該国における特許権の取得を目指すことができます。

上記の進捗を受けて、現在、本技術の具体的な活用に向けた検討を高柳浩氏とともに進めております。本技術は、消費者行動に関するビッグデータと生成AIを融合することで、広告領域にとどまらず、ダイレクトセールスやダイレクトマーケティング等、幅広い分野への応用が可能であり、将来的に高い拡張性を有するものと考えており、今後は、本技術を活用した他社との協業やライセンス展開を通じて、当社アセットの価値最大化を図る方針です。一方で、生成AIを利用した技術は急速に進歩しているため、本技術の早期実用化のためにはシステム開発投資のための更なる資金を迅速に調達することが必要となります。

さらに、当該戦略の基盤となるフリーペーパー発行事業の持続可能性を確保するためには、配布網をはじめとするインフラの維持・強化が不可欠であります。当社は近年の最低資金の継続的な引上げ等を背景とした人件費の上昇及び人材確保環境の変化を踏まえ、2024年以降、インフラ機能の維持・発展のため配布地図システムの強化や、配布員の確保及び定着を目的とした継続報奨金の導入を行ってまいりましたが、「Strategic Plan」を推進するためには、今後も継続的に、配布員の業務負担軽減や人材確保を目的とした設備投資を行う必要があります。また、IT機器の定期的なメンテナンス、業務効率の向上及びデジタル化の推進を目的として、全従業員を対象としたPC等IT機器の更新・整備を実施する予定であり、これにより社内業務の標準化・高度化を図るとともに、生産性向上及び情報活用基盤の強化を推進してまいります。これにより、当社のコアインフラの安定的な運営と競争力の維持を図ってまいります。

一方で、新たな収益の柱となる事業への継続的かつ機動的な投資も必要であります。当社は、2024年6月3日付けで公表した「ノンコミットメント型ライツ・オフリングに関するお知らせ」のとおり、ブランドミッションの実現に向けて「アセット」の再定義を行い、事業スケールの早期の拡大を図るため、外部企業との連携を行い、「エリア外のマーケットとの接続による非連続な拡大」を軸に、2024年3月より各企業とのアライアンスに向けた協議を進めるとともに、「職住近接」の実現を重要なテーマの一つと位置付けており、地域における働く場を持続可能にすることで地域経済の活性化に貢献することを目指しております。その具体的な取組として、2024年7月には上記施策の実現に必要な資金を調達するためノンコミットメント型ライツ・オフリングを実施し、以後、これにより調達した資金を活用して、事業展開のスピードアップを図るためのアライアンス、M&Aに取り組んでまいりました。具体的には、外部企業との連携については2024年8月9日付けで発表いたしました「地域新聞社とツナググループ・ホールディングスの業務提携のお知らせ」、2024年9月12日付けで発表いたしました「ハッピーメディア®『地域みっちゃん生活情報誌®』VC加盟契約締結のお知らせ」及び2025年3月7日に発表いたしました「ブレイブ少額短期保険株式会社との資本業務提携に関するお知らせ」に記載のとおり、求人事業におけるリアル（紙媒体）とデジタル（WEB）の融合や全国のフリーペーパーネットワークを活用した大口取引先の獲得、当社アセットを活用した認知度の低い商材のPRなど業務提携の実績を積み上げております。2025年8月28日付け「戦略的アライアンス推進に関する2025年8月期通期見込みを公表 業務提携及び全国媒体ネットワーク活用による累計受注額がホッケースティック曲線を描いて拡大」で公表しておりますとおり、これらの外部企業との連携による関連受注額は急速に拡大しており、2025年8月期累計で165,420千円に達しております。その後も、2025年10月14日付けで「株式会社アクティブ アンド カンパニーとの資本業務提携及び「奨学金返済支援型」人材紹介事業開始に関するお知らせ」を

公表する等、外部企業との連携を着実に進めております。加えて、地域経済の活性化への貢献の観点では、事業承継に不安を抱える地域老舗優良企業と当社との間でM&A等を行うことで、将来的な相続をしやすくし、当社グループのアセットを活用できることでシナジーを発揮し、経営基盤の強化にもつながる「地域共創プラットフォーム」の構築を推進しております。今後も、当社は、「Strategic Plan」の主軸の一つとして、このようなエリア内外でのアライアンスやM&Aを推進していくことを予定しており、現在も複数社と並行して協議を進めていることから、その実行に当たっては、機動的にデューデリジェンス費用のほか、投資資金等が必要となります。

以上のとおり、当社はコア事業の持続的成長及び新たな収益基盤の確立を同時に推進することで企業価値の向上を図る方針であり、これらを実現するための資金を確保することを目的として、本第三者割当増資を実施することといたしました。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

今回の資金調達は、ネクスト・グロースに対して本株式及び本新株予約権を、OPUS67に対して本株式をそれぞれ割り当て、本株式については払込期日に、本新株予約権についてはネクスト・グロースによる行使等によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。

本スキームにおいて発行される本新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価が上昇した場合に、行使価額も同様に上方に修正されることから資金調達金額が増加することになります。他方で、株価下落時であっても、株価が下限行使価額を上回っている限り、行使価額も同様に下方に修正されることにより、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。さらに、交付される株式数が一定であること(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)、本新株予約権行使時の行使価額は割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後2週間毎の月曜日に修正が行われます。修正が行われる場合、当該修正日の直前取引日における終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される設計となっていること、下限行使価額が発行決議日前取引日の終値の70%に相当する金額に設定されていること等により株価及び1株当たり利益の希薄化に対する影響に配慮することができるものとなっております。

上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載の目的のための資金調達を行う手法として様々な資金調達方法を比較・検討してまいりました。当該検討の過程で、下記「(他の資金調達方法との比較)」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、「(本スキームのメリット)」及び「(本スキームのデメリット)」を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。

[本スキームの特徴]

本株式の特徴

財務体質の安定性を維持しながら、一定の資金を迅速かつ確実に調達することが可能となります。

本新株予約権の特徴

< 行使価額の修正条項 >

本新株予約権の行使価額は、当初324円ですが、別記「新株予約権の行使時の払込金額」とおり、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後2週間毎の月曜日に修正が行われます。修正が行われる場合、当該修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日)における終値の90%に相当する金額の1円未満を切り上げた金額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面において、行使価額も同様に上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できること、また、株価が下落した場合であっても、当社の株価が下限行使価額を一定以上上回っている限り、本新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できるからです。

< 下限行使価額の水準 >

本新株予約権の下限行使価額は227円であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。下限行使価額は既存株主に配慮し、直近の株価水準を大きく下回る水準での資金調達は控えつつも行使の可能性を担保する狙いから、発行決議日前取引日の終値の70%(1円未満端数切り上げ)に相当する金額としております。

本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権について払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合

には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。また、当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割もしくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄もしくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得するものとします。
本新株予約権の譲渡

本新株予約権割当契約に基づいて、ネクスト・グロースは、当社取締役会の承認がない限り、本新株予約権を当社、グロース・キャピタル以外の第三者に譲渡することはできません（ただし、割当予定先がネクスト・グロース若しくはグロース・キャピタルの子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社をいう。）、割当予定先の代表取締役である嶺井政人が発行済株式のすべてを保有する株式会社若しくは社員権のすべてを保有する会社、又は乃至の会社が現在若しくは今後組成する投資事業有限責任組合に譲渡、承継又は引き受けさせる場合は、発行会社は、合理的な理由なく、当社取締役会による承認を拒絶、遅滞し、又は留保してはならない。）。割当予定先は、本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本新株予約権割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡することとされています。

行使停止条項

当社とネクスト・グロースとの間で締結する本新株予約権割当契約において、行使停止条項が定められる予定です。当社は、1年間に1回に限り、かつ連続する120日間を限度に、ネクスト・グロースに事前に通知することによって、ネクスト・グロースによる本新株予約権の行使を停止し、また、停止を解除し行使の再開を許可することが可能です。これにより、当社は、当社において喫緊の資金需要のない期間や株式市場における需給や株価の動向等に鑑みて、新株予約権の行使よりも需給及び株価への悪影響や希薄化の抑制を重視すべきと判断した場合等において、本新株予約権の行使停止を行うことで既存株主の利益に配慮しつつ、即時の資金調達が必要になった場合には行使停止を解除することで本新株予約権の行使の再開による資金調達を期待できる設計となっております。

（本スキームのメリット）

本株式の発行時点で一定金額の資金調達が可能なこと

本株式の発行により、本新株予約権が行使されていない段階（割当日時点）で一定の金額の資金調達ができる設計となっております。

過度な希薄化の抑制が可能なこと

本株式の発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値と同額である324円であり、本取締役会決議日時価からのディスカウントがないため、株式価値の希薄化の影響が限定的となっております。

本新株予約権の目的である当社普通株式数は994,700株で固定されており、最大交付株式数が限定されております（ただし、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。）。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。また、本新株予約権の下限行使価額を当初227円（ただし、本新株予約権の下限行使価額については別記「新株予約権の行使時の払込金額」を準用して調整されるものとします。）に設定することにより、経済的な意味における希薄化についても一定限度を超えて発生しない設計となっております。

株価への影響の軽減を図っていること

本新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の終値を基準として修正される仕組みとなっており、上方修正が行われる可能性があること、また、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (4)株券等の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、ネクスト・グロースと締結する本新株予約権割当契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすい設計としたことを通じて、株価への影響の軽減を図っております。さらに、当社は行使停止条項に基づき本新株予約権の行使を停止することができるため、当社の事業の進捗、喫

緊の資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

本新株予約権には上限行使価額が設定されていないことから、株価が上昇した場合、修正日以降の行使価額も対応して上昇します。また、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化を抑制することも可能な設計となっております。

資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社取締役会の決議により、払込期日の翌日以降、残存する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個当たりの払込金額にて、取得することができます。資本政策の柔軟性を確保できます。

財務健全性

本株式及び本新株予約権による調達金額は、いずれも資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。

(本スキームのデメリット)

本新株予約権の下限行使価額は227円(ただし、本新株予約権の下限行使価額については別記

「新株予約権の行使時の払込金額」を準用して調整されるものとします。)に設定されており、株価水準によっては、割当予定先による行使がなされず資金調達ができない可能性があります。本新株予約権の行使価額は下方にも修正されるため、発行後の株価水準によっては、本新株予約権による調達額が予定額を下回る可能性があります。

当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。上記及びのように調達額が予定額を下回る場合や、上記のように資金調達完了までに時間を要する場合には、下記「5 新規発行による手取金の使途」記載の資金使途に適時に充当できない可能性や、当社の経営戦略に影響を及ぼす可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

第三者割当型転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」という。)は、様々な商品設計が考えられますが、調達金額が負債となります。また、株価に連動して転換価額が修正されるCB(いわゆる「MSCB」)では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化の影響が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

社債、借入による資金調達を行うことは、調達金額が負債となるため、一般的に財務健全性に悪影響を与えることになることから今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・オファリングについては、株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しており、今回の資金調達においては、資金調達の迅速性及び確実性を重視し、選択肢としませんでした。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

本スキームにおいては、割当予定先に対して行使価額修正条項付新株予約権9,947個を第三者割当により発行いたします。当社にとっては、割当予定先からの本新株予約権の権利行使の都度、資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。

本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後2週間毎の月曜日に修正が行われます。修正が行われる場合、当該修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日)の終値の90%に相当する金額(1円未満を切り上げる。)に修正されます。ただし、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。

なお、本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項、及び当社が本新株予約権の行使期間の末日(2029年4月30日)に、当該時点で残存する本新株予約権の全部を、払込金額と同額にて取得する旨の条項が設けられています(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)

また、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結し、下記の内容について合意する予定です。

<本新株予約権の行使制限措置について>

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等(同規程に定める意味を有する。以下同じ。)の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせません。また、割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意します。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。さらに、当社は、割当予定先からの譲渡先となる者(譲渡先となる者から譲渡を受ける第三者を含みます。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行います。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

6. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権の行使は、行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金されたときに発生します。

7. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

8. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|-------------|--------------|-------------|
| 589,987,984 | 15,000,000 | 574,987,984 |

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記関連費用等の合計額です。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資により当社が調達する差引手取概算額574,987,984円の具体的な使途は以下のとおりです。

| 具体的な資金使途 | 金額（百万円） | 支出予定時期 |
|---|---------|-----------------|
| 特許取得に関わるAI実装開発関連 | 114 | 2026年9月～2029年9月 |
| 設備投資関連 (フリーペーパー発行事業におけるインフラ強化・生産性向上) | 391 | 2026年9月～2029年9月 |
| M&A及び資本業務提携関連 | 70 | 2026年5月～2029年9月 |
| 合計 | 575 | |

(注1) 支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

(注2) 上記具体的な使途につき、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定であります。

上記具体的な使途の内容については以下の通りです。

本第三者割当増資により調達する資金は、上記「4 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載のとおり、当社の成長戦略「Strategic Plan」の推進に必要な投資に充当する予定であり、主として以下の使途に充当たいたします。

特許取得に関わるAI実装開発関連

当社は、特許権利化を前提としたAI技術を活用した新規システムの開発に係る投資を計画しております。本開発は、当社が取得した特許技術に基づく因果最適化AIと外部AIサービス（OpenAI API等）を組み合わせ、既存EC事業を高度化し、地域密着型のデータドリブンサービスへと進化させることを目的とするとともに、他分野への応用を目的とした共同開発、業務提携、ライセンス提供など、幅広いビジネス機会をもたらすものと期待しています。

本件に係る投資は、初期導入に係る開発投資に加え、その後の機能拡張及び運用基盤の整備を含む継続的な投資を想定しており、2026年9月から段階的に実施する予定ですが、技術の進歩により本開発が陳腐化することを避けるため、必要に応じ機動的に資金を充当できるよう資金を確保するものです。

これら一連の開発に係る総額は約222百万円を見込んでおります。具体的には、コア開発費（技術・事業PoC（概念実証）に係る費用として約12百万円、本開発費用として約33百万円、基盤整備に係る費用として約19百万円、多角展開に係る費用として約18百万円、運用費として20百万円、予備費として20百万円）として総額122百万円を見込んでおり、それに関係遅延等が生じた場合に追加的な費用が生じることを想定してリスク係数（1.5倍）を乗じた183百万円を見込むこととし、これに加えて情報セキュリティ設計、脆弱性診断、外販基盤開発、APIプラットフォーム化等、将来拡張準備に係る費用として合計39百万円を見込んでいるため、総額は222百万円を想定しております。

なお、AI関連システム開発投資への投資総額約222百万円のうち約108百万円につきましては、ノンコミットメント型ライツ・オファリングによる第7回新株予約権の発行により調達した資金を優先的に充当するため、本件における調達資金からは約114百万円を段階的に充当する予定です。

設備投資関連（フリーペーパー発行事業におけるインフラ強化・生産性向上）

当社のコア事業であるフリーペーパー発行事業においては、折込作業のほとんどを配布員の人手に依存しているのが現状であり、生産性及び人材確保の観点で課題が存在しております。このため、折込作業の自動化による生産性向上を目的として、丁合機及び結束機の導入を中心とした設備投資を実施いたします。丁合機とは、複数のチラシ等を自動的に丁合し束ねる機械であり、折込作業の機械化により、省力化及び作業効率の大幅な向上を可能にし、配布員の作業負担軽減による人材確保及び定着率の向上にも寄与する設備です。結束機とは、丁合されたチラシの束を紐等で結束し出荷可能な状態にする機械であり、丁合機による処理工程と一体となって運用されることから、両設備を併せて導入することが必要となります。これに伴い、既存設備を含めた保守費用の増加と丁合機の稼働に必要な人員の増員等を行う予定です。また、設備導入に

伴い必要となる設置スペースの確保のため、配送センターの拡張を予定しており、これに伴う賃料の増加も見込んでおります。

本投資は第1フェーズ及び第2フェーズに分けて実施する計画であり、第1フェーズの総額は約239百万円、第2フェーズの総額は約126百万円を見込んでおります。具体的には、2026年9月から2029年9月にかけて、丁合機40台の段階的な導入を計画しており、うち28台を2028年9月までに（第1フェーズ）、残りの12台を2029年9月までに導入する予定です（第2フェーズ）。これに伴い、第1フェーズにおいては、丁合機28台の導入費用として約128百万円、保守費用として約17百万円、結束機16台の導入費用として約14百万円、人件費増加分として約60百万円を見込んでおります。

また、設備設置スペースの確保に伴う賃料増加分として、約20百万円を見込んでおります。

第2フェーズにおいては、丁合機12台の導入費用として約55百万円、保守費用として約12百万円、結束機7台の導入費用として約6百万円を見込んでおります。また、前同様に人員の追加採用に係る人件費増加分として約43百万円、賃料増加分として約10百万円を見込んでおります。

さらに、IT機器の定期的なメンテナンス、業務効率の向上及びデジタル化の推進を目的として、2026年10月に従業員約140名を対象としたPC等IT機器の更新・整備を実施する予定であり、これに係る費用として約26百万円を見込んでおります。これにより社内業務の標準化及び情報処理能力の向上を図ることで、全社的な生産性の向上を推進してまいります。

当該投資により、当社の物的・人的両側面でのコアインフラの安定的な運営を確保するとともに、当社の保有するラストワンマイルにリーチできるアセットは他社がゼロから構築するには参入障壁が高いことから、フリーペーパー市場の中でも唯一無二のポジションを築き、成長を実現できると考えております。

M&A及び資本業務提携関連

当社は、「Strategic Plan」の一環として、外部企業との資本業務提携及び「地域共創プラットフォーム」の構築を含むM&Aの実行に向けた投資を実施することを計画しております。

具体的には、2026年5月から概ね3年間で4件程度の案件を想定しており、これに係る投資資金として約200百万円を見込んでおります。なお、本資金使途におけるM&A関連費用は、主として現金対価による株式取得又は出資に係る投資資金に充当する予定であり、株式交換等の非資金取引による取得は含んでおりません。当社が推進する「地域共創プラットフォーム」は、株式交換による当社グループへの参画を一つの手段としている点に特徴があるものの、現金対価による取得を行う場合もあり得るため、本第三者割当増資により調達する資金はこのような現金対価による取得に要する投資資金に充当することも想定しているためです。

具体的な投資先については、当社の事業基盤及び成長戦略を踏まえ、配布エリア内外の地域企業との連携を前提として、人材関連事業、EC関連事業、マッチング関連事業等、当社の既存事業とのシナジーが見込まれる分野を中心に検討を進めております。これらの分野におけるアライアンスや資本業務提携を通じて、配布エリア内における地域活性化及びエリア外マーケットとの接続による事業拡大を図る方針です。

これらの施策は、前述のとおり2024年3月以降、継続的に取り組んでおりますが、M&A戦略関連費用への投資総額約200百万円のうち約130百万円につきましては、ノンコミットメント型ライツ・オフリングによる第7回新株予約権の発行により調達した資金を優先的に充当するものの、外部企業との資本業務提携及び「地域共創プラットフォーム」の構築を含むM&Aの実行については、適切な条件での資本業務提携又はM&Aが可能である場合には、これを機動的に実行するため、第7回新株予約権の発行により調達した資金が充当され次第、本件による調達資70百万円を充当する予定です。

< 前回の資金調達における資金使途 >

当社が、2024年6月3日付の当社取締役会で決議した第三者割当により発行された第7回新株予約権（以下「前回増資」といいます。）による資金使途への充当状況は、以下のとおりです。

| 具体的な資金使途 | 当初充当予定額 （百万円）（注1） | 変更後充当予定額 （百万円）（注2） | 充当状況 （百万円） | 充当時期 |
|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|-----------------|
| 資本業務提携、M&A | 165 | 251 | 121 | 2024年9月～2026年8月 |
| AI、ソフトウェア研究開発 | 150 | 150 | 42 | 2024年9月～2026年8月 |
| リソースの拡充 | 30 | 30 | 30 | 2024年9月～2026年8月 |
| 合計 | 345 | 431 | 193 | |

（注1） 前回増資の発行決議時（2024年6月3日）における行使比率が50%と仮定した場合の当初充当予定額

（注2） 前回増資の最終行使結果（行使比率73.25%）を受けた変更後の充当予定額（2024年12月24日時点）

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本新株予約権割当契約締結日以降、ネクスト・グロースが未行使の本新株予約権を有する限り（ただし、当社が本新株予約権を取得した場合には、2029年4月30日まで）、ネクスト・グロースの事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等について、一定の場合（買収防衛策に基づく当社の新株予約権の無償割当てを行う場合、当社が当社の普通株式を発行若しくは処分する場合又は当社が事業会社との間で行う業務上の提携を目的としてこれらの証券を発行する場合を含むがこれに限られない。）を除き、これを行ってはならないことを、本新株予約権割当契約にて約束する予定です。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先

a. 割当予定先の概要

<ネクスト・グロース>

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 名称 | ネクスト・グロース株式会社 |
| 本店の所在地 | 東京都港区南青山三丁目8番40号 青山センタービル2F |
| 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 嶺井 政人 |
| 資本金 | 1,000万円 |
| 事業の内容 | 経営コンサルティング マーケティング支援業務 投資業 |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 嶺井 政人 100% |

<OPUS67>

| | |
|----------------|--------------------|
| 名称 | 株式会社OPUS67 |
| 本店の所在地 | 東京都千代田区神田猿樂町一丁目4番6 |
| 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役社長 細谷 佳津年 |
| 資本金 | 1百万円 |
| 事業の内容 | 代表者の資産管理会社 |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 細谷 佳津年 100% |

b. 提出者と割当予定先との間の関係

<ネクスト・グロース>

| | |
|------------|-------------|
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術関係又は取引関係 | 該当事項はありません。 |

(注) 「b. 提出者と割当予定先との間の関係」の欄は、本有価証券届出書提出日現在のものです。

<OPUS67>

| | |
|-------------|---|
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 当社代表取締役社長である細谷佳津年は、OPUS67の役員かつ株主であります。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術関係又は取引関係 | 該当事項はありません。 |
| 関連当事者への該当状況 | 当社代表取締役社長である細谷佳津年が議決権の100%を保有している会社であり、関連当事者に該当します。 |

(注) 「b. 提出者と割当予定先との間の関係」の欄は、本有価証券届出書提出日現在のものです。

(2) 割当予定先の選定理由

<ネクスト・グロース>

当社は、資金調達に当たって、複数の証券会社及び金融機関等に相談し、資金調達方法の説明や提案を受けており、2025年10月に割当予定先であるネクスト・グロースの兄弟会社であるグロース・キャピタルから受けた当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、別記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等（注）」欄第1項第（2）号に記載のとおり検討いたしました。グロース・キャピタルから株式と新株予約権の発行を組み合わせた本スキームの提案を受けたところ、本スキームによる資金調達方法が、財務体質の安定性を維持しながら、事業成長のための一定額を迅速かつ確実に調達することができるとともに、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。とりわけ、グロース・キャピタルには、本株式の発行価額を本取締役会決議日の直前営業日の終値と同額である324円とすることに応諾頂いており、時価からのディスカウントなしに、即時に資金調達と資本増強に貢献する普通株式での資金調達に依拠していただける証券会社や金融機関等の割当予定先候補者は他にはいなかったことを重視しております。

当社は、グロース・キャピタルが当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が同種のファイナンスにおいて複数の実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できると判断しました。

また、グロース・キャピタルは、「上場ベンチャー企業の成長こそ日本の大きなポテンシャルである」という考えのもと、多くの日本の上場ベンチャー企業の成長支援に実績を持っています。当社は、同社が提供するIR支援サービスを活用することで、IR活動を強化できるだけでなく、IRを通じて得られる投資家からの意見を経営戦略に反映させ、企業価値の一層の向上に取り組んでいけるものと考えています。また、当社はこれまで同社よりIR支援を受けてきた実績があり、今後も継続的に支援を受けたいと考えています。

これらの理由から当社は本スキームに関する本株式及び本新株予約権の割当予定先として、グロース・キャピタルの兄弟会社であるネクスト・グロースを選定いたしました。なお、ネクスト・グロースについてもグロース・キャピタルと同一の代表取締役である嶺井政人氏により設立された会社であり、グロース・キャピタルと同様、当社のニーズを把握されているものと理解しております。両社の代表取締役である嶺井政人氏からの要請を受け、本株式及び本新株予約権の割当予定先はそれぞれネクスト・グロースとなっております。

<OPUS67>

当社は、本第三者割当に係る割当予定先の選定にあたり、ネクスト・グロースのほか複数の候補先との協議・検討を行いました。前述のとおり、時価からのディスカウントなしでの普通株式の第三者割当に依拠していただける証券会社や金融機関等の割当予定先候補者は、ネクスト・グロースの他にはありませんでした。当社としては、足許の資金需要や財政状態に鑑み、少なくとも調達予定額の一部については、即時に資金調達と資本増強を図ることができる普通株式での資金調達を行うのが望ましい一方で、時価からディスカウントした発行価額で普通株式を発行した場合、即時に既存株主の株式価値の希薄化と株価への悪影響が生じることから、時価からのディスカウントなしでの普通株式の第三者割当の可能性を追求いたしました。ネクスト・グロースが上記の条件で引受可能な普通株式による調達金額には限界があったことから、不足する部分につき、ネクスト・グロース以外の割当予定先も検討いたしました。しかしながら、資金調達及び資本増強を確実に実現できる普通株式による資金調達につき、一定規模の金額を、時価からのディスカウントなしに引き受けることのできる割当予定先は、当社代表取締役社長の資産管理会社であるOPUS67以外にはなく、同社を割当予定先として選定するに至りました。

当社の事業モデル、経営方針、資金需要等の当社の状況を深く理解している同社を割当予定先とすることで、新株式の発行による迅速かつ確実な資金調達が可能となります。当社としては、資金調達の迅速性、確実性及び条件の合理性を最優先に検討した結果として、同社が割当予定先として最適であると判断いたしました。以上の理由により、OPUS67を本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

本株式及び本新株予約権の目的である株式の総数は1,812,600株です。当社は、各割当予定先に以下に記載する株数を割り当てます。

| | | |
|-----------|---------|----------|
| ネクスト・グロース | 当社普通株式 | 46,300株 |
| | 当社新株予約権 | 994,700株 |
| OPUS67 | 当社普通株式 | 771,600株 |

(4) 株券等の保有方針及び行使制限措置

<ネクスト・グロス>

当社とネクスト・グロスの間で、本株式の継続保有に関する取り決めはありません。ネクスト・グロスからは、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを、本第三者割当増資の検討を進めていく中で相互に口頭にて確認しております。

なお、当社は、ネクスト・グロスから、ネクスト・グロスが払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東証に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

当社とネクスト・グロスの間で、本新株予約権については、本新株予約権割当契約において、発行会社の事前の同意なく、当社、グロス・キャピタル、第三者に譲渡しない旨が合意されております(ただし、ネクスト・グロス若しくはグロス・キャピタルの子会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社をいう。)、割当予定先の代表取締役である嶺井政人が発行済株式のすべてを保有する株式会社若しくは社員権のすべてを保有する会社、又は乃至の会社が現在若しくは今後組成する投資事業有限責任組合(ネクスト・グロスを除きます。))に譲渡する場合、当社は、合理的な理由なく、当社取締役会による承認に対する承諾を拒絶、遅滞し、又は留保することはできません。))。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、ネクスト・グロスと締結する本新株予約権割当契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有する。以下同じ。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(ネクスト・グロスが本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

<OPUS67>

当社は、OPUS67から、本第三者割当により取得する当社普通株式について、経済合理性に照らして保有又は売却を行う方針であり、その保有期間については現時点において未定である旨を口頭で確認しております。

また、当該株式の売却にあたっては、市場への影響に配慮しつつ行う方針であることを併せて確認しております。なお、当社は、OPUS67から、OPUS67が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。なお、OPUS67は、当社代表取締役社長である細谷佳津年の資産管理会社であることから、本第三者割当増資で取得した当社普通株式の市場での売却に際しては、インサイダー取引規制等も考慮のうえ、未公表の重要事実が存在する場合には、当該重要事実が公表されるまでの期間において当社株式等の取引を行わないよう、また、当該重要事実に関する情報管理を徹底するよう、当社から指示を行います。

(5) 払込みに要する資金等の状況

<ネクスト・グロス>

当社は、ネクスト・グロスから、同社の取引銀行が発行する2026年3月24日時点の残高証明書を受領しており、同社に割り当てられる本株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な現預金残高を有することを確認しております。なお、当社は、ネクスト・グロスから、同社と同社の代表取締役嶺井政人氏との間で締結された金銭消費貸借契約書(借入期間:2025年10月22日から2028年3月31日まで)を受領しており、当該現預金残高は、嶺井政人氏からの融資による資金でまかなわれていることを確認しており、その貸付原資は同氏の自己資金であることを口頭で確認しております。なお、本新株予約権の行使にあたっては、ネクスト・グロスは、基本的に本新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、ネクスト・グロスは本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

<OPUS67>

当社は、割当予定先であるOPUS67から、本第三者割当に係る払込みに要する資金は金融機関及び同社の100%株主である細谷佳津年からの借入れを原資として調達する旨の報告を受けており、また、OPUS67が本第三者割当を引き受けるにあたり融資を受ける予定の特殊当座貸越契約書の写し(貸主:株式会社三井住友銀行、借入金額150,000,000円、返済期限2026年10月30日)をもって確認しております。なお、細谷佳津年による貸付けについては、細谷佳津年が保有する有価証券を払込期日までに売却することにより手当てする予定です。

以上より、本第三者割当に係る払込みに要する資金等の状況に問題はないものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

<ネクスト・グロース>

当社は、ネクスト・グロースとの間で締結する予定の本株式割当契約において、同社から、同社並びに同社の役員及び従業員が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受ける予定です。さらに、ネクスト・グロース及び同社の役員又は主要株主について、反社会的勢力であるか否か、並びに同社及び同社の役員又は主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号 フジスタービルディング日本橋9階、代表取締役：荒川一枝）に調査を依頼し、2026年4月3日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、ネクスト・グロース及び同社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力である、又は同社及び同社の役員若しくは主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、ネクスト・グロース及び同社の役員又は主要株主が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

<OPUS67>

当社は、当社の代表取締役社長である細谷佳津年から、OPUS67は、同氏が代表取締役を兼務する同氏の資産管理会社であり、同社が反社会的勢力とは無関係である旨聴取しております。また、当社は、同氏に、OPUS67が反社会的勢力と関係を有する取引先及び従業員を有していないことを、口頭で確認しています。さらに、株式会社トクチョー（東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号 フジスタービルディング日本橋9階、代表取締役：荒川一枝）から、OPUS67による反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を2026年4月3日に受領しております。以上に基づき、OPUS67が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

本株式（本新株予約権の行使により交付される株式を含みます。）について、該当事項はありません。

本新株予約権の譲渡については譲渡制限が付されており、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認が必要であります。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本株式

本株式の発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（2026年4月13日）の終値と同額である324円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の終値と同額といたしましたのは、算定時に最も近い時点の市場価格が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するに当たって基礎とすべき価格であり、発行価額として合理的であると考えたためであり、割当予定先との協議を経て決定しました。

なお、当該発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日までの直前1か月における終値の平均317円（円未満切捨て）に対して2.20%のプレミアム、同直前3か月における終値の平均325円（円未満切捨て）に対して0.31%のディスカウント、同直前6か月における終値の平均301円（円未満切捨て）に対して7.64%のプレミアムです。上記発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付け）に準拠したものであり、当社は、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、本第三者割当増資の払込金額は客観的な指標である市場価格を基準とし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであることから、割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見が表明されております。

なお、当社取締役会による上記判断は、本株式の発行について、当社の代表取締役細谷佳津年氏が特別利害関係を有するため、当該代表取締役を除いた上で討議・検討を行い、当該取締役を除く当社取締役全員の賛成により決定いたしました。

本新株予約権

本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（所在地：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（324円）、ボラティリティ（48.8%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（1.6%）等について一定の前提を置き、評価を実施しました。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額272円を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本有価証券届出書提出日(発行決議日)時点の本新株予約権1個の払込金額を上記評価額と同額の金272円としました。

なお、本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後2週間毎の月曜日に修正が行われます。修正が行われる場合、当該修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日)の終値の90%に相当する金額(1円未満を切り上げる。)に修正されます。

また、下限行使価額については、発行決議日前取引日の終値の70%以上に相当する金額(1円未満切り上げ)としております。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員から、発行要項の内容に加え、評価報告書の算定結果を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実及び前提条件をその評価の基礎とし、その算定方法並びにプロセス等に関して不合理な点は見当たらないことから、本新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見が表明されております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

本株式の数(817,900株)と本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数(994,700株)を合算した株式数は1,812,600株(議決権の数18,126個)であり、2026年2月28日時点における当社の発行済普通株式総数7,539,828株(総議決権数75,361個)に対する割合は24.0%(議決権ベースの希薄化率は24.1%)となり、既存株主に対して希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当増資により、当社の収益拡大及び収益性の改善を図り、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、最終的に株主価値の向上に資するものと考えております。

また、割当予定先は、本第三者割当増資により取得する本株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式については、当社の株価水準、市場動向等を総合的に勘案し、経済合理性に照らして保有又は売却を行う方針であり、その保有期間については現時点において未定である旨を表明しております。もっとも、その売却にあたっては市場への影響に配慮しつつ行われる方針であることを確認しております。このため、当該株式の流通は市場環境を踏まえた形で行われるものと認識しており、需給への影響は一定程度緩和されるものと考えております。加えて、本新株予約権による資金調達必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、払込期日の翌日以降本新株予約権を取得することが可能であり、また、当社において喫緊の資金需要のない期間や株式市場における需給や株価の動向等に鑑みて、新株予約権の行使よりも需給及び株価への悪影響や希薄化の抑制を重視すべきと判断した場合は、本新株予約権の行使停止を行うことができ、必要に応じてこのような条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることも可能です。

以上より、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%) | 割当後の所有 株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) |
|--------------------------|----------------------|--------------|-----------------------------------|----------------------|---|
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社 | 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 | 1,515,800 | 20.11 | 1,515,800 | 16.21 |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号 | 1,175,500 | 15.60 | 1,175,500 | 12.57 |
| ネクスト・グロース株式会社 | 東京都港区南青山三丁目8番40号 | | | 1,041,000 | 11.14 |
| 株式会社OPUS67 | 東京都千代田区神田猿楽町一丁目4番6 | | | 771,600 | 8.25 |
| マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目6番1号 | 565,200 | 7.50 | 565,200 | 6.05 |
| 株式会社ライフイン24group | 東京都豊島区東池袋四丁目14番2号 | 440,800 | 5.85 | 440,800 | 4.72 |
| 株式会社中広 | 岐阜県岐阜市東興町27番地 | 406,000 | 5.39 | 406,000 | 4.34 |
| 株式会社DMM.com証券 | 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 | 363,000 | 4.82 | 363,000 | 3.88 |
| 吉田 康次郎 | 神奈川県横浜市神奈川区 | 132,600 | 1.76 | 132,600 | 1.42 |
| 白木 元茂 | 東京都豊島区 | 101,200 | 1.34 | 101,200 | 1.08 |
| 計 | - | 4,700,100 | 62.37 | 6,512,700 | 69.66 |

(注1)「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年2月28日現在の株主名簿を基準として記載しております。

(注2)「割当後の所有株式数」は、割当前の「所有株式数」に、各株主に対して割り当てられる本株式の数及び本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式の数を加算して算出しております。

(注3)「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、2026年2月28日現在の株主名簿を基準として、それぞれ本第三者割当増資により増加する株式数(817,900株)及び議決権数(8,179個)並びに本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数(994,700株)及び議決権数(9,947個)を加えて算出したものです。

(注4)「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注5)ネクスト・グロースの「割当後の所有株式数」は、ネクスト・グロースが、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。ネクスト・グロースは、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第41期）及び半期報告書（第42期中間期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された事業等のリスクについて、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年4月14日）までの間に生じた変更及び追加すべき事項はありません。

当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年4月14日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の第41期有価証券報告書の提出日（2025年11月26日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年4月14日）までの間において、下記の臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書を提出しております。

(2025年12月2日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2025年11月30日開催の当社第41期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年11月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

以下の事項の変更を行うものであります。

- (1) 現行定款第2条の目的の追加。
- (2) 発行可能株式総数を2,900万株へ変更。
- (3) 自己株式の取得に関する規定の新設。期末配当及び中間配当に加えて、当社が定める基準日における剰余金配当を行うことができる旨の規定の追加。
- (4) 「株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み」に関する規定の新設。
- (5) 単元未満株式の買増しに関する規定の新設。
- (6) 現行定款第31条は、会計監査人との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定の削除。
- (7) 剰余金の配当等に関する定め（現行定款第33条）をより明確で柔軟な表現に改め、取締役会での決定手続を適切に運用できるための変更。
- (8) その他、会社法に基づく条文整備、字句修正及び条数の変更等、全般にわたり所要の変更。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、細谷佳津年、金箱義明、松川真士、齋藤律子、田中康郎の5名を選任するものであります。

第2号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、細谷佳津年、齋藤律子、田中康郎の3氏に代えて、櫻井重彰、相良健志、村上泰基の3氏を選任する旨の修正動議が提出されました。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、工藤清美氏を選任するものであります。

第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件**1. 資本金の額の減少の内容****(1) 減少する資本金の額**

2025年8月31日現在の資本金511,720,720円のうち501,720,720円を減少し、資本金を金10,000,000円といたします。減少額は全額をその他資本剰余金に振り替えます。ただし、効力発生日までに新株予約権が行使された場合には、その発行により増加する資本金と同額をあわせて減少し、最終的な資本金の額を金10,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

2026年1月30日

2. 資本準備金の額の減少の内容**(1) 減少する資本準備金の額**

2025年8月31日現在の資本準備金441,720,716円のうち439,220,716円を減少し、資本準備金を金2,500,000円といたします。減少額は全額をその他資本剰余金に振り替えます。ただし、効力発生日までに新株予約権が行使された場合には、その発行により増加する資本準備金と同額をあわせて減少し、最終的な資本準備金の額を金2,500,000円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2026年1月30日

第5号議案 今後の戦略に関する基本方針の件

当社の最新の「今後の戦略に関する基本方針」を株主の皆様にご賛同いただいた上で推進していきたく、本議案をお諮りするものであります。

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収への対応方針)の更新の件

当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)について更新するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号口(2))として、2022年11月24日開催の当社第38期定時株主総会でのご承認を得て導入した当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収への対応方針)を更新することについてご承認をお願いするものであります。

(3) 決議結果に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------------------|--------|--------|-------|----------|----------------|
| 第1号議案 | 16,296 | 11,990 | 0 | (注)1.(1) | 否決 55.33 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 細谷 佳津年 | 16,285 | 11,998 | 3 | (注)1.(2) | 可決 55.29 |
| 金箱 義明 | 17,145 | 11,139 | 2 | (注)1.(2) | 可決 58.21 |
| 松川 真士 | 17,041 | 11,244 | 1 | (注)1.(2) | 可決 57.85 |
| 齋藤 律子 | 16,281 | 12,002 | 3 | (注)1.(2) | 可決 55.27 |
| 田中 康郎 | 16,282 | 12,001 | 3 | (注)1.(2) | 可決 55.28 |
| 第2号議案に対する修正動議(注)3 | - | - | - | - | 否決 |
| 第3号議案 | 17,047 | 11,238 | 1 | (注)1.(2) | 可決 57.87 |
| 第4号議案 | 17,006 | 11,280 | 0 | (注)1.(1) | 否決 57.74 |
| 第5号議案 | 17,029 | 11,255 | 2 | (注)1.(3) | 可決 57.81 |
| 第6号議案 | 17,010 | 11,274 | 2 | (注)1.(3) | 可決 57.75 |

(注)1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

- (1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - (2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - (3) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 会社提案の全議案につきまして、本総会当日に出席した株主の各議案に対する意思を正確に反映させるため、議場にて投票用紙による投票を実施しました。なお、この投票では無効票が発生しており、無効票は投票総数には含めていますが、賛成・反対・棄権のいずれにも数えていません。そのため、賛成・反対・棄権の合計数と、表に記載している賛成割合が一致しておりません。
 3. 第2号議案に対する修正動議については、原案が会社法上適法に決議可決されたことにより、修正動議が成立する余地がなく否決されたものとして取り扱ったため、議決権数の集計は行っておりません。
 4. 本総会では、会社提案の全議案について、投票用紙による投票を実施したため、上記結果に加えて、株主ごとの投票内容も明らかになっております。つきましては参考情報として、議決権行使書による行使及び委任状による代理行使を含め、各議案に対し賛成・反対・棄権・無効の意思表示を行った株主数を以下のとおり示します。

(ご参考)各議案に対し賛成・反対・棄権・無効の意思表示を行った株主数

| 決議事項 | 賛成(名) | 反対(名) | 棄権(名) | 無効(名) | 賛成率(%) |
|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 第1号議案 | 1,156 | 53 | 0 | 2 | 95.46 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 細谷 佳津年 | 1,149 | 57 | 3 | 2 | 94.88 |
| 金箱 義明 | 1,152 | 55 | 2 | 2 | 95.13 |
| 松川 真士 | 1,153 | 55 | 1 | 2 | 95.21 |
| 齋藤 律子 | 1,149 | 57 | 3 | 2 | 94.88 |
| 田中 康郎 | 1,150 | 56 | 3 | 2 | 94.96 |
| 第3号議案 | 1,157 | 51 | 1 | 2 | 95.54 |
| 第4号議案 | 1,147 | 62 | 0 | 2 | 94.72 |
| 第5号議案 | 1,148 | 59 | 2 | 2 | 94.80 |
| 第6号議案 | 1,145 | 62 | 2 | 2 | 94.55 |

（2026年1月14日提出の臨時報告書の訂正報告書）

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

2025年12月2日付けで、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2025年11月30日開催の当社第41期定時株主総会における議決権行使結果に係る臨時報告書を提出いたしました。その後、本株主総会において当社が選任申立てを行った総会検査役からの報告書が2026年1月8日付けで千葉地方裁判所に提出され、当該報告書の内容を踏まえた結果、臨時報告書の記載事項の一部に誤りがあることが正式に確認されました。これを受け、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、当該誤りを訂正するため、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 訂正箇所

訂正箇所は___を付して表示しております。

（訂正前）

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|-------------------|--------|--------|-------|-----------|----------------|
| 第1号議案 | 16,296 | 11,990 | 0 | (注) 1.(1) | 否決 55.33 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 細谷 佳津年 | 16,285 | 11,998 | 3 | (注) 1.(2) | 可決 55.29 |
| 金箱 義明 | 17,145 | 11,139 | 2 | (注) 1.(2) | 可決 58.21 |
| 松川 真士 | 17,041 | 11,244 | 1 | (注) 1.(2) | 可決 57.85 |
| 齋藤 律子 | 16,281 | 12,002 | 3 | (注) 1.(2) | 可決 55.27 |
| 田中 康郎 | 16,282 | 12,001 | 3 | (注) 1.(2) | 可決 55.28 |
| 第2号議案に対する修正動議（注）3 | - | - | - | - | 否決 |
| 第3号議案 | 17,047 | 11,238 | 1 | (注) 1.(2) | 可決 57.87 |
| 第4号議案 | 17,006 | 11,280 | 0 | (注) 1.(1) | 否決 57.74 |
| 第5号議案 | 17,029 | 11,255 | 2 | (注) 1.(3) | 可決 57.81 |
| 第6号議案 | 17,010 | 11,274 | 2 | (注) 1.(3) | 可決 57.75 |

（注）1．各議案の可決要件は次のとおりです。

(1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(3) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．会社提案の全議案につきまして、本総会当日に出席した株主の各議案に対する意思を正確に反映させるため、議場にて投票用紙による投票を実施しました。なお、この投票では無効票が発生しており、無効票は投票総数には含めていますが、賛成・反対・棄権のいずれにも数えていません。そのため、賛成・反対・棄権の合計数と、表に記載している賛成割合が一致していません。

3．第2号議案に対する修正動議については、原案が会社法上適法に決議可決されたことにより、修正動議が成立する余地がなく否決されたものとして取り扱ったため、議決権数の集計は行っておりません。

4．本総会では、会社提案の全議案について、投票用紙による投票を実施したため、上記結果に加えて、株主ごとの投票内容も明らかになっております。つきましては参考情報として、議決権行使書による行使及び委任状による代理行使を含め、各議案に対し賛成・反対・棄権・無効の意思表示を行った株主数を以下のとおり示します。

（ご参考）各議案に対し賛成・反対・棄権・無効の意思表示を行った株主数

| 決議事項 | 賛成（名） | 反対（名） | 棄権（名） | 無効（名） | 賛成率（％） |
|--------|--------------|-------|-------|-------|--------------|
| 第1号議案 | <u>1,156</u> | 53 | 0 | 2 | <u>95.46</u> |
| 第2号議案 | | | | | |
| 細谷 佳津年 | <u>1,149</u> | 57 | 3 | 2 | 94.88 |
| 金箱 義明 | <u>1,152</u> | 55 | 2 | 2 | <u>95.13</u> |
| 松川 真士 | <u>1,153</u> | 55 | 1 | 2 | 95.21 |
| 齋藤 律子 | <u>1,149</u> | 57 | 3 | 2 | 94.88 |
| 田中 康郎 | <u>1,150</u> | 56 | 3 | 2 | 94.96 |
| 第3号議案 | <u>1,157</u> | 51 | 1 | 2 | 95.54 |
| 第4号議案 | <u>1,147</u> | 62 | 0 | 2 | <u>94.72</u> |
| 第5号議案 | <u>1,148</u> | 59 | 2 | 2 | <u>94.80</u> |
| 第6号議案 | <u>1,145</u> | 62 | 2 | 2 | 94.55 |

（訂正後）

（3）決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|-------------------|---------------|--------|-------|----------|-----------------|
| 第1号議案 | <u>16,294</u> | 11,990 | 0 | （注）1.(1) | 否決 <u>55.32</u> |
| 第2号議案 | | | | | |
| 細谷 佳津年 | <u>16,283</u> | 11,998 | 3 | （注）1.(2) | 可決 <u>55.28</u> |
| 金箱 義明 | <u>17,143</u> | 11,139 | 2 | （注）1.(2) | 可決 <u>58.20</u> |
| 松川 真士 | <u>17,039</u> | 11,244 | 1 | （注）1.(2) | 可決 57.85 |
| 齋藤 律子 | <u>16,279</u> | 12,002 | 3 | （注）1.(2) | 可決 55.27 |
| 田中 康郎 | <u>16,280</u> | 12,001 | 3 | （注）1.(2) | 可決 <u>55.27</u> |
| 第2号議案に対する修正動議（注）3 | - | - | - | - | 否決 |
| 第3号議案 | <u>17,045</u> | 11,238 | 1 | （注）1.(2) | 可決 57.87 |
| 第4号議案 | <u>17,004</u> | 11,280 | 0 | （注）1.(1) | 否決 <u>57.73</u> |
| 第5号議案 | <u>17,027</u> | 11,255 | 2 | （注）1.(3) | 可決 57.81 |
| 第6号議案 | <u>17,008</u> | 11,274 | 2 | （注）1.(3) | 可決 57.75 |

（注）1．各議案の可決要件は次のとおりです。

- （1）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - （2）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - （3）出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
- 2．会社提案の全議案につきまして、本総会当日に出席した株主の各議案に対する意思を正確に反映させるため、議場にて投票用紙による投票を実施しました。なお、この投票では無効票が発生しており、無効票は投票総数には含めていますが、賛成・反対・棄権のいずれにも数えていません。そのため、賛成・反対・棄権の合計数と、表に記載している賛成割合が一致していません。
 - 3．第2号議案に対する修正動議については、原案が会社法上適法に決議可決されたことにより、修正動議が成立する余地がなく否決されたものとして取り扱ったため、議決権数の集計は行っていません。

4. 本総会では、会社提案の全議案について、投票用紙による投票を実施したため、上記結果に加えて、株主ごとの投票内容も明らかになっております。つきましては参考情報として、議決権行使書による行使及び委任状による代理行使を含め、各議案に対し賛成・反対・棄権・無効の意思表示を行った株主数を以下のとおり示します。

(ご参考) 各議案に対し賛成・反対・棄権・無効の意思表示を行った株主数

| 決議事項 | 賛成(名) | 反対(名) | 棄権(名) | 無効(名) | 賛成率(%) |
|--------|--------------|-------|-------|-------|--------------|
| 第1号議案 | <u>1,155</u> | 53 | 0 | 2 | <u>95.45</u> |
| 第2号議案 | | | | | |
| 細谷 佳津年 | <u>1,148</u> | 57 | 3 | 2 | 94.88 |
| 金箱 義明 | <u>1,151</u> | 55 | 2 | 2 | <u>95.12</u> |
| 松川 真士 | <u>1,152</u> | 55 | 1 | 2 | 95.21 |
| 齋藤 律子 | <u>1,148</u> | 57 | 3 | 2 | 94.88 |
| 田中 康郎 | <u>1,149</u> | 56 | 3 | 2 | 94.96 |
| 第3号議案 | <u>1,156</u> | 51 | 1 | 2 | 95.54 |
| 第4号議案 | <u>1,146</u> | 62 | 0 | 2 | <u>94.71</u> |
| 第5号議案 | <u>1,147</u> | 59 | 2 | 2 | <u>94.79</u> |
| 第6号議案 | <u>1,144</u> | 62 | 2 | 2 | 94.55 |

(2026年3月9日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの 三菱UFJ eスマート証券株式会社
日本証券金融株式会社
主要株主でなくなるもの 合同会社YN企画

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの

三菱UFJ eスマート証券株式会社

| | 所有議決権の数 | 総株主等の議決権に対する割合 |
|-----|---------|----------------|
| 異動前 | 113個 | 0.30% |
| 異動後 | 15,158個 | 20.11% |

(注) 1. 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 異動前の議決権所有割合は、2025年8月31日現在の総議決権数(37,393個)を基準に算出しております。

3. 異動後の議決権所有割合は、2026年2月28日現在の総議決権数(75,361個)を基準に算出しております。

日本証券金融株式会社

| | 所有議決権の数 | 総株主等の議決権に対する割合 |
|-----|---------|----------------|
| 異動前 | 40個 | 0.11% |
| 異動後 | 11,755個 | 15.60% |

(注) 1. 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 異動前の議決権所有割合は、2025年8月31日現在の総議決権数(37,393個)を基準に算出しております。

3. 異動後の議決権所有割合は、2026年2月28日現在の総議決権数(75,361個)を基準に算出しております。

主要株主でなくなるもの

合同会社YN企画

| | 所有議決権の数 | 総株主等の議決権に対する割合 |
|-----|---------|----------------|
| 異動前 | 6,982個 | 18.67% |
| 異動後 | - 個 | - % |

(注) 1. 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 異動前の議決権所有割合は、2025年8月31日現在の総議決権数(37,393個)を基準に算出しております。

3. 異動後の議決権所有割合は、2026年2月28日現在の総議決権数(75,361個)を基準に算出しております。

4. 合同会社YN企画は2025年10月27日付で提出された大量保有報告書において、当社株式698,200株(議決権割合18.67%)を三菱UFJeスマート証券を通じた信用取引にて保有している旨を開示しております、その後変更報告書は提出されておられません。当社は、2026年2月28日現在の株主名簿に基づき、上記のとおり合同会社YN企画及び三菱UFJeスマート証券に係る主要株主の異動に関する開示を行っておりますが、当該株主の実質的な保有状況について実質的な異動があったものと認識しているものではありません。

(3) 当該異動の年月日 2026年2月28日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

| | |
|---------|-----------------|
| 資本金の額 | 517,064,720円 |
| 発行済株式総数 | 普通株式 7,539,828株 |

3. 資本金の増減について

「第四部 組込情報」に記載の第41期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日（2025年11月26日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年4月14日）までの間において、以下のとおり変化しております。

| 年月日 | 発行済株式総数増減数（株） | 発行済株式総数残高（株） | 資本金増減額（千円） | 資本金残高（千円） | 資本準備金増減額（千円） | 資本準備金残高（千円） |
|----------------------------|---------------|--------------|------------|-----------|--------------|-------------|
| 2025年11月26日～ 2026年4月14日 | 47,000 | 7,539,828 | 4,493 | 517,064 | 4,493 | 447,064 |

（注）第6回新株予約権の行使及び第9回新株予約権の行使による増加であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|-------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 （第41期） | 自 2024年9月1日 至 2025年8月31日 | 2025年11月26日 関東財務局長に提出 |
| 半期報告書 | 事業年度 （第42期中間期） | 自 2025年9月1日 至 2026年2月28日 | 2026年4月10日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年11月26日

株式会社地域新聞社

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 川村 啓文指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 高島 知治

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社地域新聞社の2024年9月1日から2025年8月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社地域新聞社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 繰延税金資産の回収可能性の判断に利用された事業計画 | |
|---|---|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社は、当事業年度末における貸借対照表に繰延税金資産18,996千円を計上している。【注記事項】(重要な会計上の見積り)繰延税金資産の回収可能性に関する見積りに記載されているとおり、繰延税金資産は、課税所得の金額等を見積り、当事業年度における将来減算一時差異のうち回収可能と判断した額を計上しています。</p> <p>翌事業年度の課税所得の基礎となる税引前当期純利益は、新聞等発行事業の「ちいき新聞」及び折込チラシ配布事業の売上件数及び売上件数当たりの販売単価を主要な仮定としている。これらの主要な仮定は、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼすが、主要な仮定には経営者の判断が含まれ、見積りの不確実性を伴う。</p> <p>当監査法人は経営者による繰延税金資産の回収可能性の判断に利用された事業計画における主要な仮定の適切性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> | <p>当監査法人は、経営者による繰延税金資産の回収可能性に利用された事業計画における主要な仮定の適切性を評価するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度の繰延税金資産の計上に際して利用された事業計画と実績を比較し、事業計画の精度を検討した。 ・繰延税金資産の回収可能性の判断に利用された事業計画について取締役会において承認された事を確認した。 ・新聞等発行事業の「ちいき新聞」の売上高の基礎となる売上件数及び件数当たり売上単価は、過去の実績推移と比較し適切性を評価した。 ・折込チラシ配布事業の売上高の基礎となる売上件数及び件数当たり売上単価は、過去の実績推移と比較し適切性を評価した。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社地域新聞社の2025年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社地域新聞社が2025年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年4月10日

株式会社地域新聞社
取締役会 御中三優監査法人
東京事務所指 定 社 員 公 認 会 計 士 川 村 啓 文
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 島 知 治
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社地域新聞社の2025年9月1日から2026年8月31日までの第42期事業年度の中間会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社地域新聞社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。